

(様式 1-3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	災害公営住宅等整備事業(宮古)	事業番号	D-4-3
交付団体	岩手県		事業実施主体(直接/間接)	岩手県(直接)	
総交付対象事業費	9,145,928(千円)		全体事業費	8,953,409(千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた宮古市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、平成23年10月5日に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」に基づき、災害復興公営住宅等の整備を行い、被災者の生活再建を支援するものである。</p> <p>計画戸数：342戸 (宮古北部：100戸、宮古中部①：42戸、宮古中部②：20戸、宮古中部③：63戸、 宮古西部：35戸、宮古南部①：40戸、宮古南部②：42戸)</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害復興公営住宅等整備事業 東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給					
<p>(事業間流用による経費の変更)(平成26年5月20日)</p> <p>建設資材の高騰による単価上昇により、津軽石地区災害公営住宅の事業費が予算を139,000千円(国費121,625千円)上回ったため、D-4-5災害公営住宅等整備事業(津軽石地区)へ139,000千円(国費121,625千円)を流用。これにより、交付対象事業費は8,260,000千円(7,227,500千円)から8,121,000千円(国費7,105,875千円)に減額。</p>					
<p>(事業間流用による経費の変更)(平成29年1月19日)</p> <p>事業完了により工事費の額が52,890千円(国費46,278千円)減額したため、D-5-1災害公営住宅家賃低廉化事業へ23,522千円(国費：H23繰越予算20,581千円)、D-6-1東日本大震災特別家賃低減事業へ29,368千円(国費：H23繰越予算25,697千円)を流用。これにより、交付対象事業費は8,724,862千円(国費：7,634,254千円)から8,671,972千円(国費：7,587,976千円)に減額。</p>					
<p>(事業間流用による経費の変更)(平成31年1月11日)</p> <p>事業完了により工事費の額が減額したため、D-6-1東日本大震災特別家賃低減事業へ629千円(国費：H23繰越予算550千円)を流用。これにより、交付対象事業費は8,671,972千円(国費：7,587,976千円)から8,671,343千円(国費：7,587,426千円)に減額。</p>					
<p>(当該事業の内容)(令和2年1月10日)</p> <p>災害公営住宅(宮古市上村地区)に設置した擁壁が沈下していることから、沈下対策工事を実施するとともに、沈下に起因すると想定される、隣接建物の傾斜やひび割れ等に対する補償等の対応を行うもの。</p> <p>1. 擁壁沈下対策工事積算業務 擁壁沈下対策工事に係る設計書を作成するための積算業務。詳細設計についてはH30年度に実施済み。(事業費：2,035千円)</p>					

<p>2. 擁壁沈下対策工事 擁壁下部の軟弱地盤層の強度を確保し、地層変位を防止するための薬液注入工事及び沈下による隣地に対する応力を遮断し、引込み沈下の発生を防止するための透水性鋼矢板設置工事を実施。(事業費：178,830千円)</p> <p>3. 地盤変動影響調査（事後調査） 隣接建物等（建築物(11棟)及び工作物(駐車場)）に対する全体補償費を算出するため実施するもの。(事業費：7,161千円)</p> <p>4. 隣接建物所有者への補償 隣接建物が当該災害公営住宅の擁壁側に傾斜していることが工事実施前後の調査の結果明らかであり、災害公営住宅整備事業の施行と発生した損害の間に因果関係があると判断できる。また、当該事業に係る工事の施行により不可避免的に発生した地盤変動により生じたものであることから、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」に基づき補償する。(事業費：43,854千円)</p> <p>【第28回申請内容】 損失補償対象者4名とは、R2年4、7、11月にかけて面談。うち2名(9棟)からは、「沈下した家は賃貸物件。調査が予定されている2～3月は、賃貸住宅入居者の入退きのピークであり、退去者への負担等に繋がるのが懸念されるため、事後調査をR3年4月以降に実施してほしい。」と強い意向を示されたため、4月～5月に調査を実施し、6月に補償を行う工程で同意を得られた(同月事業完了予定)ことから、事業期間H23～R2をH24～R3に変更する。</p>	
<p>当面の事業概要</p> <p><平成28年度>建設完了 <令和元年度>擁壁沈下対策工事積算業務 <令和2年度> 擁壁沈下対策工事 地盤変動影響調査 2名2棟（事後調査） 隣接建物所有者への補償 2名2棟 <令和3年度> 地盤変動影響調査 2名9棟（事後調査） 隣接建物所有者への補償 2名9棟</p>	
<p>東日本大震災の被害との関係</p> <p>・東日本大震災津波により甚大な被害を受けた宮古市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。 当該事業は、平成23年10月5日に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」に基づき、災害復興公営住宅等の整備を行い、被災者の生活再建を支援するものである。 【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】 ・災害復興公営住宅等整備事業 東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給</p>	
<p>関連する災害復旧事業の概要</p> <p>・なし</p>	
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
<p>関連する基幹事業</p>	
事業番号	
事業名	

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (岩手県交付分) 個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	138	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業【補助率変更分】	事業番号	D-5-4
交付団体	県		事業実施主体 (直接/間接)	県 (直接)	
総交付対象事業費	102,498 (千円)		全体事業費	105,393 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた宮古市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、被災者に対して低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p> <p>宮古市内7地区：管理戸数 203 戸 (事業対象戸数 164 戸と想定)</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (令和3年1月12日)</p> <p>災害公営住宅の継続管理団地の家賃低廉化に係る費用が増額したため、釜石市 D-5-3 災害公営住宅家賃低廉化事業【補助率変更分】(市内6ヶ所) から 2,895 千円 (国費：2,412 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 102,498 千円 (国費：85,415 千円) から 105,393 千円 (国費：87,827 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p>【地区名】管理戸数 (カッコ内は事業対象想定戸数)</p> <p>H26～管理開始：【佐原】50 戸 (36 戸)、【宮町】20 戸 (17 戸)</p> <p>H27～管理開始：【磯鶏】30 戸 (25 戸)、【実田】17 戸 (13 戸)、【上鼻】24 戸 (19 戸)、【鴨崎】20 戸 (19 戸)、【八木沢】42 戸 (35 戸)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた宮古市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、平成 23 年 10 月 5 日に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」に基づき、災害公営住宅の整備を行い、被災者の生活再建を支援するものである。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】</p> <p>・災害公営住宅整備事業</p> <p>東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	